

工事請負契約標準約款の削除条項

◎ 共通

- 第 3 条 (A) 及び (B)
- 第 24 条 (A)
- 第 25 条第 3 項中 (内訳書及び)
- 第 29 条第 5 項中 (内訳書に基づき)
- 第 37 条第 8 項 (a)
- 第 38 条第 3 項 (a)
- 第 51 条

◎ 契約保証金を免除する場合

- 第 4 条 (A) 及び (B)
- 第 43 条
- 第 46 条 (B)、(C) 及び第 3 項
- 第 50 条

◎ 契約保証金を納付した場合又はこれに代わる担保を提供した場合

- 第 4 条 (B)
- 第 43 条
- 第 46 条 (B) 及び (C)

◎ 履行保証保険契約を締結した場合

- 第 4 条 (B)
- 第 43 条
- 第 46 条 (B) 及び (C)
- 第 50 条

◎ 工事履行保証契約 (保証金額 10 分の 1 以上) を締結した場合

- 第 4 条 (B)
- 第 43 条
- 第 46 条 (B) 及び (C)
- 第 50 条

◎ 工事履行保証契約 (保証金額 10 分の 3 以上) を締結した場合

- 第 4 条 (A)
- 第 46 条 (A) 及び (C)
- 第 50 条

◎ 建設業法第 26 条第 3 項に該当しない場合

- 第 10 条第 1 項第 2 号中 (専任の)

◎ 支給材料及び貸与品がない場合

- 第 15 条
- 第 49 条第 4 項
- 第 49 条第 5 項
- 第 49 条第 8 項中 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、解除が第 44 条又は第 44 条の 2 の規定によるときは発注者が定め、解除が第 45 条第 1 項又は前条第 1 項の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及び

◎ 受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者の場合

- 第 52 条第 1 項中 青森県
仲裁合意書の「管轄審査会名 青森県 (中央) 建設工事紛争審査会」中 青森県

◎ 受注者が青森県知事の許可を受けた建設業者の場合

- 第 52 条第 1 項中 (中央)
仲裁合意書の「管轄審査会名 青森県 (中央) 建設工事紛争審査会」中 (中央)

◎ 請負代金額が 100 万円未満である場合

- 第 34 条、第 35 条、第 36 条